

## 文例（特定の財産を「相続させる」遺言）

第〇条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

【不動産の表示】

第〇条 遺言者は、遺言者名義の次の預貯金を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

【預貯金の表示】

上記の「相続させる」の文例によって、特定の相続人に、「特定の財産」を遺産分割協議や審判を経ないで、当該相続人に承継することができます。特定の財産の譲与という点で特定遺贈と似ていますが、相続と遺贈は法律上の性質も法律効果も異なります。相続を目的とする場合は、「取得させる」「承継させる」「譲る」などの紛らわしい文言を避け、必ず「相続させる」と表記をしましょう。

なお「相続させる」の対象者は相続人のみです。相続人でない者に「相続させる」とした場合は、相続の効果は生じませんが、遺贈の効果が生じるとされています。